

(様式1)

【簡素版】定期点検結果報告書

令和6年12月21日

所在地 前橋市上小出町二丁目39番12
受注者 商号又は名称 株式会社 勝山工務所
代表者の氏名 代表取締役 小林 幹 昌

建築基準法第12条第2項、第4項に基づく定期点検の結果を報告します。

1 点検対象施設

名 称	ジョブセンターまえばし
主 用 途	総合的就業支援施設
所 在 地	前橋市大渡町二丁目3番地15

2 点検者

資 格 等	☒ (一級)建築士 (大臣)登録	第316486号
	☐ 特定建築物調査員	第 号
	☐ 建築設備検査員	第 号
氏 名	山崎 千昌	
所 属	株式会社 勝山工務所	
所 在 地	前橋市上小出町二丁目39番地12	
電 話 番 号	027-231-3590	

3 対象建築物概要

主 要 用 途	総合的就業支援施設
構 造 ・ 階 数	鉄筋コンクリート造 地上3階 地下0階
延 べ 面 積	1,353.77㎡
竣 工 年 月	

4 定期点検概要

点検実施日	令和6年11月21日
指摘の概要	換気設備の操作不良及び取付不良。
点検履歴	<前回>建築物：令和5年11月20日 建築設備 令和5年11月20日

点検項目等				点検結果							担当 点検者 番号
設置 の有無	指摘 なし	緊急	補修 検討	経過 観察	既存 不適格						
番号	項目名										
建 築 設 備 （ 換 気 設 備 ）	1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）									
	(1)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機の排気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況							
	(2)			給気機の排気口及び排気口の取付けの状況	○	○					1
	(3)			各居室の給気口及び排気口の設置位置							
	(4)			各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	○	○					1
	(5)			風道の取付けの状況	×						
	(6)			風道の材質							
	(7)			給気機又は排気機の設置の状況	○		○				1
	(8)			換気扇による換気の状況							
	(9)	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の性能	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	各系統の換気量							
	(10)			各室の換気量							
	(11)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況							
	(12)			空気調和設備の設置の状況	×						
	(13)			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	×						
	(14)			空気調和設備の運転の状況	×						
	(15)			空気ろ過器の点検口							
	(16)			冷却塔と建築物の他の部分との距離距離							
	(17)	空気調和設備の性能		各居室の温度							
	(18)			各居室の相対湿度							
	(19)			各居室の浮遊粉じん量							
	(20)			各居室の一酸化炭素含有率							
	(21)			各居室の二酸化炭素含有率							
(22)	各居室の気流										
2	換気設備を設けるべき調理室等										
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質	排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	○	○					1	
(2)			給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ								
(3)			給気口、排気口及び排気フードの位置								
(4)			給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況								
(5)			排気筒及び煙突の断熱の状況	○	○					1	
(6)			排気筒及び煙突と可燃物、電線等との距離距離								
(7)			煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況								
(8)			自然換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	煙突の先端の立ち上りの状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く。)						
(9)	換気扇による換気の状況										
(10)	給気機又は排気機の設置の状況	○				○				1	
(11)	機械換気設備の換気量										
(12)	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室										
(1)	防火ダンパー等	防火ダンパーの設置の状況	防火ダンパーの取付けの状況								
(2)			防火ダンパーの作動の状況								
(3)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	○	○					1	
(4)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに点検口の有無								
(5)			防火ダンパーの温度ヒューズ								
(6)			防火区画の貫通措置の状況								
(7)			連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置								
(8)			連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況								
(9)			上記以外の点検項目								

点検項目等				設置の有無	点検結果					担当点検者番号	
番号	項目名				指摘なし	緊急	補修検討	経過観察	既存不適格		
建築物設備（排煙設備）	1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等									
	(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況	×						
	(2)			排煙風道との接続の状況	×						
	(3)			排煙出口の設置の状況							
	(4)			排煙出口の周囲の状況							
	(5)			屋外に設置された排煙出口への雨水等の防止措置の状況							
	(6)		排煙機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況							
	(7)			作動の状況							
	(8)			電源を必要とする排煙機の手備電源による作動の状況							
	(9)			排煙機の排煙風量							
	(10)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況							
	(11)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の位置							
	(12)			排煙口の周囲の状況							
	(13)			排煙口の取付けの状況	×						
	(14)			手動開放装置の設置の状況							
	(15)			手動開放装置の操作方法の表示の状況							
	(16)		機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況							
	(17)			排煙口の開放の状況							
	(18)			排煙口の排煙風量							
	(19)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況							
	(20)			煙感知器による作動の状況							
	(21)	機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況	×							
	(22)		排煙風道の取付けの状況	×							
	(23)		排煙風道の材質								
	(24)		防煙壁の貫通措置の状況								
	(25)		排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況								
	(26)	防火ダンパー	防火ダンパーの取付けの状況	×							
	(27)		防火ダンパーの作動の状況								
	(28)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	×							
	(29)		防火ダンパーの取付けの状況								
	(30)		防火ダンパーの温度ヒューズ								
	(31)	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	防火区画の貫通措置の状況								
	(32)		排煙口及び給気口の外観								
	(33)		排煙口及び給気口の周囲の状況								
	(34)		排煙口及び給気口の取付けの状況	×							
	(35)		手動開放装置の設置の状況								
	(36)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置の操作方法の表示の状況								
	(37)		排煙口の排煙風量								
	(38)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況								
	(39)		煙感知器による作動の状況								
	(40)	特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況	×							
	(41)		給気風道の材質								
	(42)		給気風道の取付けの状況	×							
	(43)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	防煙壁の貫通措置の状況								
	(44)		給気送風機の設置の状況	×							
	(45)		給気風道との接続の状況	×							
	(46)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況								
	(47)		作動の状況								
	(48)		電源を必要とする給気送風機の手備電源による作動の状況								
	(49)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況								
	(50)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置								
	(51)		吸込口の周囲の状況								
(52)	屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況										
2	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー										
(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況									
(2)		給気口の周囲の状況									
(3)		加圧防排煙設備	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況	×						
(4)	給気口の外観	排煙風道の取付けの状況	×								
(5)		排煙風道の材質									
(6)		給気口の周囲の状況									
(7)		給気口の取付けの状況	×								
(8)		給気口の手動開放装置の設置の状況									
(9)		給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況									

点検項目等			点検結果						担当 点検者 番号
番号	項目名		設置 の有無	指摘 なし	緊急	補修 検討	経過 観察	既存 不適格	
建築 設備 (非常 用の 照明 装置)	1	照明器具							
	(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等						
	(2)		照明器具の取付けの状況						
	2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置							
	(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況						
	(2)		予備電源の性能						
	(3)	照度	照度の状況						
	(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況						
	(5)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)						
	3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置							
	(1)	配線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)						
	(2)		電気回路の接続の状況						
	(3)		接続部(幹線分岐及びボックス内に限る。)の耐熱処理の状況						
	(4)		予備電源から非常用の照明器具間の耐熱配線処理の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)						
	(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況						
	(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況						
	4	電池内蔵形の蓄電池							
	(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況						
	(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況						
	5	電源別置形の蓄電池							
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池等の防火区画等の貫通措置の状況						
(2)			蓄電池室の換気の状況						
(3)			蓄電池の設置の状況	×					
(4)		蓄電池の性能	電圧						
(5)			電解液比重						
(6)			電解液の温度						
(7)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況						
(8)			キュービクルの取付けの状況	×					
6	自家用発電装置								
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況						
(2)			発電機の発電容量						
(3)			発電機及び原動機の状況	×					
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況						
(5)			始動用の空気槽の圧力						
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況						
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況	×					
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況						
(9)			自家用発電装置の取付けの状況	×					
(10)			自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)						
(11)			接地線の接続の状況	×					
(12)			絶縁抵抗						
(13)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況						
(14)			始動の状況						
(15)			音、振動等の状況	×					
(16)			排気の状況	×					
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	×					
7	上記以外の点検項目								

点検項目等		設置の有無	点検結果					担当点検者番号
			指摘なし	緊急	補修検討	経過観察	既存不適格	
番号	項目名							
建築物設備（給水設備）	1 飲料用の配管設備、排水設備							
	(1) 飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	配管の取付けの状況						
	(2)	配管の腐食及び漏水の状況	○	○				1
	(3)	配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況						
	(4)	継手類の取付けの状況						
	(5)	保温措置の状況						
	(6)	防火区画等の貫通措置の状況						
	(7)	配管の支持金物						
	(8)	飲料水系統配管の汚染防止措置の状況						
	(9)	止水弁の設置の状況						
	(10)	ウォーターハンマーの防止措置の状況						
	(11)	給湯管及び膨張管の設置の状況						
	2 飲料水の配管設備							
	(1) 飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況						
	(2)	給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況						
	(3)	給水タンク等の腐食及び漏水の状況	○	○				1
	(4)	給水用圧力タンクの安全装置の状況						
	(5)	給水ポンプの運転の状況						
	(6)	給水タンク及びポンプ等の取付けの状況						
	(7)	給水タンク等の内部の状況						
	(8) 給湯設備（循環ポンプを含む。）	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況						
	(9)	ガス湯沸器の取付けの状況						
(10)	給湯設備の腐食及び漏水の状況	○	○				1	
(11)	ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造							
3 排水設備								
(1) 排水槽	排水槽のマンホールの大きさ							
(2)	排水槽の通気の状況							
(3)	排水漏れの状況	×						
(4)	排水ポンプの設置の状況	×						
(5)	排水ポンプの運転の状況							
(6)	地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況							
(7) 排水再利用配管設備（中水道を含む。）	雑用水の用途							
(8)	雑用水給水栓の表示の状況							
(9)	配管の標識等							
(10)	雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	×						
(11)	消毒装置							
(12) その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況						
(13)	排水トラップ	排水トラップの取付けの状況						
(14)	阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況						
(15)	配水管	公共下水道等への接続の状況						
(16)		雨水排水立て管の接続の状況						
(17)		排水の状況						
(18)		掃除口の取付けの状況						
(19)		雨水系統との接続の状況						
(20)		間接排水の状況						
(21)	通気管	通気開口部の状況						
(22)		通気管の状況						
4 上記以外の点検項目								
(1)	ガス給湯器の作動状況		○			○		1
(2)	衛生器具の給水の状況		○				○	1
(3)	衛生器具の排水の状況		○				○	1
小 計			13	8	0	3	2	0

(注意)

- この書類は、建築物ごとに作成してください。
- 点検項目については、「損傷、腐食、その他の劣化状況に係るもの」に限り、上記の網掛け部分は点検対象外とします。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式1「定期点検結果報告書」の「2 点検者」欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- 「設置の有無」欄は、当該施設に点検項目の部位・設備等がある場合は「○」、部位・設備等がない場合は「×」を記入してください。
- 「点検結果」欄は、告示第285号別表に掲げる点検項目について、同別表の判定基準に該当する場合に○印を記入してください。なお、当該部分の状態に応じ、次のとおり区分に該当するものに○を記入してください。
 - 「緊急」：緊急で補修・改善等が必要と判断する箇所（特に人身事故のおそれなど安全面で緊急対応が必要な箇所は、すみやかに発注者へ報告してください）
 - 「補修検討」：緊急対応が必要ではないが、既に何かしらの不具合が発生しているため、今後の状況に応じて補修・改善等の検討が必要と判断する箇所
 - 「経過観察」：現時点で安全上の支障はないが、劣化状況等の継続した確認が必要な箇所
 - 「既存不適格」：建築基準法第3条第3項の規定の適用を受けているものであることが確認された箇所
 - 「指摘なし」：上記のいずれにも該当しない箇所
- 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。